

「蚊類防除用エアゾール」特許に関する特許権侵害訴訟について

大日本除虫菊株式会社（本社：大阪市西区土佐堀一丁目4番11号、代表取締役：上山史朗）は、蚊類防除用エアゾールの発明について弊社が有する特許権（特許第7026270号）に基づき、アース製薬株式会社（本社：東京都千代田区神田司町二丁目12番地1、代表取締役：川端克宜）に対し、提起しております特許権侵害訴訟（東京地方裁判所 令和6年（ワ）第70064号）につきまして、令和7年12月17日に同裁判所より判決が言い渡されました。当社の請求が棄却される結果となりました。

当社は、当社の請求は認容されるべきものであると考えており、現在、同判決に対し控訴の準備を進めております。準備が整い次第、知的財産高等裁判所へ控訴を行います。

弊社が有する上記特許権は、弊社の研究開発において、蚊は飛んでいる時間よりも壁面等に止まっている時間の方が長いという習性を発見し、「蚊類防除用エアゾール」の噴射力や噴射容量等を調整することにより、室内空間の露出部に付着させ、蚊類に対し優れた防除効果を奏することができる「蚊類防除用エアゾール」の発明についての特許権であり、弊社「蚊がいなくなるスプレーシリーズ」の基本となる特許となります。

当社は、知的財産権を重要な経営資産の一つであると認識しており、今後も適切な法的手続きを通じて、当社技術の正当性と権利の保護に努めてまいります。

関係者の皆様には、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上